

平成29年第8回邑南町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成29年10月31日（平成29年10月31日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成29年11月10日（金） 午前 9時30分
 閉会 午前10時20分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	洲濱 浩敏	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成

12. 本日の会議の大意は別紙のとおりである。

平成29年第8回邑南町議会臨時会議事日程

平成29年11月10日（金）午前9時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第114号 教育委員会委員の任命の同意について

議案第115号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度邑南町一般会計補正予算第5号)

議案第116号 邑南町しごとづくりセンター条例の制定について

議案第117号 平成29年度邑南町一般会計補正予算第6号について

平成29年第8回邑南町議会臨時会(第1日目)会議録

平成29年11月10日(金)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成29年第8回邑南町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。2番、瀧田議員、3番、平野議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日、11月10日の1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日、11月10日の1日限りと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山中康樹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。はじめに、議案第114号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

(提案理由説明)

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

- 議長(山中康樹) 石橋 町長。

- 石橋町長(石橋良治) それでは、議案第114号の提案理由をご説明申し上げます。議案第114号、教育委員会委員の任命の同意についての提案理由について、ご説明申し上げます。ええ、本議案は、11月19日で任期満了を迎える、河野光也 教育委員会委員の後任として、井上寛康 氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、4年間となります。井上氏

は、口羽地区社会福祉協議会の役員として地域の福祉活動に取り組んでおられ、口羽小学校PTA会長等役員を永年経験されるとともに、少年補導員として地域の子どもたちが安心して暮らせるように街頭活動などを行っておられます。人格、識見ともに優れ、教育委員会会員として適任であると考えますのでよろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

(議案の質疑)

●議長(山中康樹) これより、質疑に入ります。議案第114号に対する質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(議案の討論、採決)

●議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。はじめに、議案第114号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第114号について、原案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第114号、教育委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 続きまして、議案第115号、専決処分の承認を求めることについて、議案第116号、邑南町しごとづくりセンター条例の制定について、議案第117号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第6号について、以上、3議案を一括議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

(提案理由説明)

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋 町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第115号の提案理由をご説明申し上げます。議案第115号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成29年度邑南町一般会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ1千427万円を追加することについて、専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせます

のでよろしくお願ひします。

○企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川 企画財政課長。

○企画財政課長(柳川修司) 議案第115号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。このたびの専決処分につきましては、平成29年9月28日に衆議院が解散されたことを受けて、総選挙の実施費用を計上したものでございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ1千427万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を116億5千247万8千円としたものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、事項別明細書の方でご説明申し上げます。ページをめくっていただきまして、予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。14款県支出金、3項委託金でございます。2総務費委託金としまして、1千417万円を計上しております。17款繰入金、2項基金繰入金でございますが、一般財源の調整分としまして、財政調整基金より10万円を繰り入れたものでございます。続きまして、6ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費、4項選挙費でございますが、6衆議院議員選挙費としまして、報酬、職員手当、需用費など、1千427万円を計上しております。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋 町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第116号の提案理由をご説明申し上げます。議案第116号、邑南町しごとづくりセンター条例の制定についてでございますが、これは、公の施設として定めるための条例の制定でございます。ええ、詳細につきましては、商工観光観光課長から説明をさせますのでよろしくお願ひします。

○商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 種 商工観光課長。

○商工観光課長(種文昭) 議案第116号、邑南町しごとづくりセンター条例の制定について、ご説明申し上げます。この度の条例制定は、しごとづくりセンターの設置、管理について制定するものでございます。1ページめくっていただきまして、第1条は設置目的でございます。全ての産業分野の町内企業や事業者の経営安定と発展及び町内での起業、創業を支援することにより、地域経済の発展と町の活性化を図るため、邑南町しごとづくりセンターを設置するとしております。第2条は名称及び位置を規定しております。第3条は管理について、しごとづくりセンターは町長が管理すると規定しております。第4条は規則委任について、規定でございます。ええ、附則で条例の施行日は、公布の日からとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋 町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第117号の提案理由をご説明申し上げます。議案第117号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ1億2千785万3千円を追加するものでございます。以上、詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川 企画財政課長。

○企画財政課長(柳川修司) 議案第117号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。今回の補正予算は、9月17日から18日にかけて九州、四国、北陸地方を縦断した台風18号による豪雨災害の復旧経費でございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億2千785万3千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を117億8千33万1千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。続きまして、第2条は、地方債補正でございます。第2表に記載しておりますので、4ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。変更分としまして、現年発生農地補助災害復旧事業債を1千710万円増額して3千840万円に、現年発生農地小災害復旧事業債を330万円増額して830万円に、現年発生農業用施設補助災害復旧事業債を800万円増額して1,400万円に、現年発生農業用施設小災害復旧事業債を390万円増額して610万円に、現年発生農業用施設単独災害復旧事業債を320万円増額して800万円に、現年発生林道補助災害復旧事業債を510万円増額して790万円に、現年発生林道小災害復旧事業債を200万円増額して420万円に、現年発生公共土木単独災害復旧事業債を1千100万円増額して2千920万円に、林地崩壊防止事業債を1千290万円増額して1千490万円とし、変更分の合計で6千650万円の増額設定としております。これにより、地方債の限度額の合計を、11億9千273万1千円とするものでございます。4ページの右側からが、予算に関する説明書でございます。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。1ページから3ページは総括表となっておりますので説明に合わせてご確認ください。説明の方は4ページからさせていただきますので、めくっていただきまして4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。11款分担金及び負担金1項分担金でございますが、11災害復旧費分担金は、1農林水産施設災害復旧費分担金で現年発生補助災害復旧事業費分担金、現年発生小災害復旧事業費分担金、及び現年発生単独災害復旧事業費分担金を686万7千円補正しております。14款県支出金、2項県補助金でございますが、林地崩壊防止事業補助金を1千109万1千円、及び農林水産施設災害復旧費分の3千775万円補正しております。17款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を564万5千円補正しております。20款町債、1項町債でございますが、先ほど地方債補正で説明いたしましたので省略させていただきます。8ページをお開きください。6款農林水産業費、2項林業費の5治山費は、瑞穂地域で発生しました山林崩壊の復旧にかかる経費を計上しております。続きまして12款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費のうち、1農地災害復旧費、001農地災害復旧事業費(現年・補助災害)につきましては、羽須美地域2カ所、瑞穂地域6カ所及び石見地域4カ所の合計12カ所分の3千589万1千円の補正計上でございます。続きまして、002農地災害復旧事業費(現年・小災害)につきましては、羽須美地域2カ所、瑞穂地域7カ所及び石見地域1カ所の合計10カ所分の454万4千

円の補正計上でございます。同じく1項農林水産施設災害復旧費のうち、2農業用施設災害復旧費、001農業用施設災害復旧事業費（現年・補助災害）につきましては瑞穂地域6カ所及び石見地域1カ所の合計7カ所分の2千377万7千円の補正計上でございます。続きまして、002農業用施設災害復旧事業費（現年・単独災害）につきましては、羽須美地域2カ所、瑞穂地域2カ所及び石見地域1カ所の合計5カ所分の496万6千円の補正計上でございます。続きまして、003農業用施設災害復旧事業費（現年・小災害）につきましては、瑞穂地域7カ所及び石見地域3カ所の合計10カ所分の495万7千円の補正計上でございます。同じく1項農林水産施設災害復旧費のうち、3林道災害復旧費、001林道災害復旧事業費（現年・補助災害）につきましては、瑞穂地域2カ所の合計2カ所分の1千545万円の補正計上でございます。続きまして、002林道災害復旧事業費（現年・小災害）につきましては、瑞穂地域5カ所及び石見地域3カ所の合計8カ所分の250万の補正計上でございます。10ページをお開きください。12款災害復旧費、2項公共土木災害復旧費、1公共土木災害復旧費の002公共土木災害復旧事業費（現年・単独災害）につきましては、羽須美地域1カ所、瑞穂地域6カ所及び石見地域2カ所の合計9カ所分の1千105万円の補正計上でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~○~~~~

（議案の質疑）

●議長(山中康樹) これより、質疑に入ります。以上で、提出者からの説明は終了いたしました。これより、質疑に入ります。はじめに、議案第115号に対する質疑はありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) ええ、これは、先の衆議院選挙の専決処分ですが、県からのこの選挙の委託金に、財調を取り崩して、10万円を追加してこの度の選挙が行われておりますが。だいたい国の選挙ですんで、全てを向こうがみてくれるのが建前だと思うんですが、この一般財源として財調を取り崩した10万円の理由、当初からそういう計画であったのか、それともたまたまやってみたら足らんようになったと、それで県の方へそれを追加で申請できるのか、町がそれをみにゃあいけんのか。それとこの10万円が出たということが、まあ今年、この度は、あのう、期日前投票も充実していただいたり、それとまた、あのう、公報の配布等も昔からとは変わって郵送が使われたりした、そういうこともあったのかとも思いますが、この10万円の、あのう、財調取り崩したという理由についてお伺いいたします。

○企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川 企画財政課長。

○企画財政課長(柳川修司) ええと、財調調整基金の取り崩しについてはですね、ええ、県からの補助金をいただいて、まあ、選挙の執行をするわけですけど、ええ、歳出の方では、複数費目に分かれて予算措置することになります。で、複数費目で、節の方になりますけど、複数費目に分かれての予算措置ということになりますと、その範囲内での執行と

いうこととなりますので、それぞれに向けて一般財源を付けることによってギリギリまで使うことが可能となりますので、その差額分を財政調整基金で補填するという形になっております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 12番。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、その調整はわかったんですが、もともと計画を立てる時にこれは、県からは委託金として出とるんで、その委託金の範囲内で収めるということができるのかどうか、もともとこれまでもずっと、選挙をやるたびにやっぱりそういった調整のために、一般財源を使わにやあいけんかったのかというところを教えてください。

○**企画財政課長(柳川修司)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 柳川 企画財政課長。

○**企画財政課長(柳川修司)** はい、あのぉ、従来から選挙経費については、一般財源は一定額を予算措置しております。で、今回もですね、あのぉ、委託金の範囲内で可能な限り、ええ、行う予定ではありますが、ええ、やむを得ない場合はこの10万円についてもですね、あのぉ、執行する可能性はなきにしもあらずというところでご承知おきいただきたいと思っております。

●**議長(山中康樹)** ほかにありませんか。

●**大屋議員(大屋光宏)** 7番。

●**議長(山中康樹)** 7番。

●**大屋議員(大屋光宏)** えと、ほぼ同じことなんですが、あの、予算組み方、積算を教えてくださいんですけど。選挙っていうのは、まあ、あの、町の方で予算を積み上げていって、えと、千427万かかりますよってということで、財源としては当然県が持つものであって、県の金額を出されるのか。委託金なので、県からこの金額でやってくれって言われて、支出の予算を組んでるのか、組み方を教えてください。

○**町民課長(種由美)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 種 町民課長。

○**町民課長(種由美)** はい、えと、選挙費につきましては、町の方で積算をいたしまして歳出の方を、総額を出しております。えと、県の方の委託金はその後ですね、あのぉ、県の方の、えと、積算基準に基づきまして、国の方の基準に基づきまして、予定額が、通知が来ることになっております。あとは、実績の方は、あの、今現在、あのぉ、実績報告の通知が来ておりますので、歳出に合わせまして実績報告をした後に、再度確定通知が届く予定になっております。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい。

●**議長(山中康樹)** 7番。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、あのぉ、町で積算をされて出されて、えと、委託金として

もらうんだと思います。で、そうすると、あのお、先ほど言われたように国とか県の基準と町の積算、まあ、実績を出した時に100%認めてもらってこの金額が来るのか、場合によっては、えと、県の基準に合わないからカットされて、その10万以上の町の持ち出しが必要になる可能性もあるという解釈でいいのか、で、今回、まあ、ほぼ実績は出ると思うんですけど、予算の中で収まりそうなのかを教えてください。

○町民課長(種由美) 議長。

●議長(山中康樹) 種 町民課長。

○町民課長(種由美) はい、今回の予算の中では、今現在もまだ、あのお、細かい支出の方は行っている状況なんですけども、予算の範囲内で終わる、執行できる予定になっております。ただ、最初にお話しされました県委託費につきましては、先ほど、企画財政課長が申しあげましたように一般財源を使わざるを得ない状況になる可能性もございます。

●議長(山中康樹) ええ、ほかにはありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第115号に対する質疑を終わります。ええ、質疑の途中ではございますが、ただ今より、暫時休憩をいたします。

—— 午前9時55分 暫時休憩 ——

—— 午前9時56分 再開 ——

●議長(山中康樹) ええ、暫時休憩からは再開いたしますが、ただ今より休憩いたします。再開は午前10時10分といたします。15分といたします。

—— 午前9時56分 休憩 ——

—— 午前10時15分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。お諮りをいたします。先ほど、執行部より発言の許可するように申出がございましたが、これに異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議がないと認め、発言を許可いたします。

○総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部 総務課長。

○総務課長(服部導士) 大変申し訳ございません。ええ、実はあのお、議案第116号の邑南町しごとづくりセンター条例の制定についての議案でございますけれども、ええ、あのお、担当課、総務課とも十分に確認をしたつもりではございましたけれども、ええ、一点まずい、あのお、文言がございますので、できましたらばご修正の方をお願いしたいんですけれども。議案の方のめくっていただきました、ええ、条例案の方でございますけれども。冒頭、邑南町しごとづくりセンター条例(案)となっておりますが、ええ、ご承知のように、あのお、議決、このまま議決をいただきますとこのままが、あのお、条例の名称となってまいりますので、申し訳ございませんけれども、ええ、この(案)を削除させて

いただき、その差し替えをお願いできればと思っておりますので、どうかよろしくお願  
いいたします。

- 議長(山中康樹) ええ、ただいま議案第116号の、あ、ただいま議案第116号の議  
案の、ええ、差し替えの申出がございましたが、この申出、議案の差し替えに異議はありま  
せんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認め、したがって、議案の差し替えといたします。ただいま  
より暫時休憩といたします。

—— 午前10時17分 暫時休憩 ——

—— 午前10時18分 再開 ——

- 議長(山中康樹) 再開をいたします。次に議案第116号に対する質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、議案第116号に対する質疑を終わります。次に、  
議案第117号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(議案の討論、採決)

- 議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。はじめに、議案第115号に対す
る討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第
115号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第115号、専決処分
の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。

- 議長(山中康樹) 次に、議案第116号に対する討論に入ります。反対討論はありませ
んか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第
116号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第116号、邑南町しごとづくりセンター条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(山中康樹) 次に、議案第117号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第117号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第117号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第6号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 閉会宣告

●議長(山中康樹) 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了ぎりょうしましたので、これをもって、本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、平成29年第8回邑南町議会臨時会を閉会といたします。

—— 午前10時20分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員